

平成 2 2 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

3 月 会 議

平成22年第1回森町議会定例会3月会議会議録（第1日目）

平成22年3月9日（火曜日）

開会 午前10時00分

延会 午後 1時16分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7号 森町地域活性化・公共投資臨時基金条例制定について
- 12 議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 13 議案第11号 平成21年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第12号 平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 議案第16号 平成21年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第17号 平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第18号 平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第19号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 17 議案第20号 平成21年度森町水道事業会計補正予算（第4号）

- 18 議案第21号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第23号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 平成22年森町一般会計予算
- 議案第27号 平成22年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度森町老人保健事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第32号 平成22年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第33号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第34号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第35号 平成22年度森町水道事業会計予算
- 議案第36号 平成22年度森町公共下水道事業会計予算
- 19 発議第1号 議会改革等に関する調査特別委員会中間報告書
- 20 発議第2号 行財政改革等に関する調査特別委員会の設置に関する決議について
- 21 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書
- 22 意見書案第2号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書
- 23 意見書案第3号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書
- 25 意見書案第4号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書
- 25 議員派遣の件について
- 26 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長	2番	野村 洋 君	副議長	1番	青山 忠 君
	2番	堀合 哲哉 君		3番	長岡 輝仁 君
	4番	黒田 勝幸 君		5番	木村 俊広 君
	6番	加藤 玲子 君		7番	宮本 秀逸 君
	8番	川村 寛 君		9番	佐々木 修 君

10番	清水	悟	君	11番	坂本	元	君
12番	杉浦	幸雄	君	13番	中村	良実	君
14番	坂本	喜達	君	15番	菊地	康博	君
16番	服部	勝見	君	17番	三浦	浩三	君
18番	小杉	久美子	君	19番	西村	豊	君
20番	東	秀憲	君	21番	前本	幸政	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤	克男	君
副町長	増田	裕司	君
監査委員	松山	高治	君（欠席）
総務課長	輪島	忠徳	君
会計管理	猪子	和博	君
出納室長			
総務課参事	木村	浩二	君
選管書記長	中島	将尊	君
防災交通課長	清水	雅信	君
契約管理課長	竹浪	孝義	君
企画振興課長	伊藤	昇	君
税務課長	土谷	秋雄	君
税務課参事	泉	一法	君
保健福祉課長	佐藤	洋	君
保健福祉課参事	成田	研造	君
住民生活課長	竹内	明	君
環境課長	横内	仁司	君
環境課参事	木村	哲二	君
水産課長	佐々木	陽市郎	君
農林課長（兼）			
ちやっぷ林館	山田	仁	君
施設長			
商工労働観光課長	金谷	孝己	君
建設課長	池田	勝元	君

建設課参事	川	村	光	夫	君
上下水道課長	若	松	幸	弘	君
教育長	磯	辺	吉	隆	君
教育次長	香	田		隆	君
学校教育課長	芳	賀	幸	則	君
社会教育課長	片	野		滋	君
体育課長	谷	口	方	規	君
図書館長	吉	田	光	博	君
給食センター長	山	口	正	広	君
生涯学習課長	磯	尾	延	行	君
さわら幼稚園長	木	村	康	則	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病院事務長	大久保		善	之	君
消防長	加藤			進	君
砂原支所長	青山		雅	洋	君
町民サービス課長	澤	口	幸	男	君

○出席事務局職員

事務局長	本	間	一	男	君
事務局次長	藤	田	司	志	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町地域活性化・公共投資臨時基金条例制定について
- 8 議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 9 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 9 議案第11号 平成21年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第12号 平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 議案第16号 平成21年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 10 議案第17号 平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第18号 平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第3号）
- 12 議案第19号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 13 議案第20号 平成21年度森町水道事業会計補正予算（第4号）

開会 午前10時00分

◎開会・開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達しておりますので、議会在立しました。

昨年の3月定例会において議会改革等に関する調査特別委員会が設置され、この1年間議会運営のすべてに対して議員みずからが課題抽出を行い、検討、協議を重ねてまいりました。議会の活動能力がないとされる閉会中をなくし、本会議の多様な運営や災害時の緊急対応や委員会活動の活性化など、議会の機動的、能動的活動を目指す通年議会の導入を検討することになりました。このたびの定例会では、通年議会の本格実施に伴う課題などを検証するために、会期を9月30日までとする通年議会制度の試行を森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱に基づき実施いたします。

ただいまから平成22年第1回森町議会定例会3月会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、菊地康博君、16番、服部勝見君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、通年議会の試行に伴い、本日から9月30日までの206日間にいたしたいと思ひます。ご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、通年議会の試行に伴い、本日から9月30日までの206日間に決定しました。

なお、本3月会議については、3月25日までを予定しております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3 議長の諸般報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告並びに平成20年度森町教育委員会事務事業の点検評価報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成22年第1回定例会行政報告をさせていただきます。12月9日開会の第4回定例会以降、今日に至るまでの町内行事、町外行事等の主立った活動についてご報告申し上げます。なお、資料といたしまして町内行事、町外行事等の主立ったものを行政報告資料としてお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、行政報告に入ります。まず、1点目ではありますが、森町国保病院の現況についてご報告申し上げます。森町国民保険病院の現況は、4月から1月までの累計ですが、入院患者数は延べ患者数1万5,829人で、昨年から見ても907人減でございます。これは、5.4%減になっております。これは、外科医師1名の欠員によるものであります。また、外来患者数は延べ患者数3万3,644人で、同じく昨年から見ても1,988人減、5.6%の減となっております。これも外科の患者数減少が顕著となっております。入院患者で1日当たりでは51.7人、外来患者で1日当たり167.4人となっております。前年から見ても入院患者1日当たり2.9人減でございます。外来患者は、1日当たり7.3人の減となっております。

さて、国保病院は休日当番を除く夜間、休日の患者さんの診療について昨年10月から週2回、今年1月からは全日において拡大いたしました。ただし、患者……大変失礼しました。夜間、休日の患者さんの診療について取りやめになっております。昨年10月は週2回、今年1月からは全日で夜間診療をやめております。ただし、救急車で搬送患者数は病状にもよりますが、100%受け入れをしております。このような体制については、既に函館でも同様の措置を講じており、全国的にも医師不足解消、医師の疲弊に対する手段として広がりを見せております。今まで何とか森町も町民の安心、安全を守るために365日、24時間体制で対応してまいりましたが、森町も例外ではなく、病院の先生方とも数回お話ししましたが、体力的にも精神的にも限界を感じましたので、このままではすべて医者がこの町を去ることになりかねないと判断をし、町としてもつらい決断でありましたが、このような措置をとらせていただきました。おかげさまで年が明けてから大きな混乱もなく、平均して1日1人強の救急車の搬送にとどまっており、先生方のゆとりも徐々に始まっております。改めて町民の皆さんのご理解とご協力に感謝申し上げたいと存じます。なお、重症、重篤と思われる方については、遠慮なく救急車の要請をし、受診をしていただきたいと思います。

1つ残念な報告がございますが、国保病院の医師1名が3月31日をもって退職することになりました。内科の徳永先生であります。先生が赴任されてから2年強の在籍でしたが、退職理由については個人情報の観点からも申し述べられませんが、私が町長となってから病院へ足を運び、院長先生初め先生方、事務長を交え、何度となく問題等の解決に当たってまいりましたが、退職ということになってしまいました。私は、この地域医療については町だけでなく、まだまだいろんな問題が出てくると、わいてくると思います。我々の町の国保病院がどんな役割を担うのか、明確にしていく時期と考えております。これから発足する病院運営委員会等での議論を踏まえ、広く町民の皆様の声を聞きながら取り組んでまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。国保病院の現況については、以上でございます。

次に、2点目でございますが、移動町長室についてでございます。かねてより町民の皆様にお約束しておりました移動町長室の実施につきましてご報告申し上げます。昨年秋ごろに実施する予定でありましたが、年明けまで延びてしまいました。移動町長室は、町政上の課題について直接住民の皆様へ情報を提示し、理解を深めていただきたいこと、また地域に直接出かけて、見える町政に心がけようとしていることが根底でございます。町内会を通じた開催ということで、町内会連合会のご理解をいただき、実施に至りました。従来のように何かしてほしいことはありませんかという陳情受け付け型の要望会をしようということではありません。森町の財政状況はご承知のとおりであります。現実には要望は出てまいりますが、意見は意見として、要望は要望として受けさせていただきたいと思っております。その上でお互いに知恵を出し合い、最善策を探っていくこと、この作業が大事であり、地域を支え、すくい上げようとする稼働作業、パートナーシップ確立の取り組みも進めてまいろうとするものでございます。あれもやる、これもやるからの脱却も図っていかなければならないのも時代の要請であり、森町の現実の姿であります。第1回目は、2月23日に森川町内会で行いましたが、貴重なご意見を賜りましたし、地域に密着した多岐にわたる事例について話し合いの場も持たれ、行政と地域の相互理解も深まったのではないかと考えております。今後においても順次移動町長室を開催してまいりますことを申し添え、報告といたします。

第3点でございますが、ごみ袋有料化の現状をご報告を申し上げます。ごみの減量化、資源化を目的としたごみ袋の有料化が2月1日から始まりました。1カ月経過した今の現況を報告申し上げます。当初心配されていた有料化の浸透度も各町内会の積極的な広報活動のおかげで大きな混乱もなく、スムーズなスタートとなりました。適正にステーションに排出されている森町民の民度の高さを改めて感じた次第です。町民各位のご理解とご協力に感謝申し上げます。まだ少し差額処理券や粗大ごみ処理券の利用方法で勘違いがあるようですので、町広報で周知に努めたいと思っております。また、不燃ごみの袋が一部不足して町民の皆さんにはご迷惑をおかけしておりましたが、早急に手配しましたので、当面は必要な分だけご入手いただきますようお願い申し上げます。今後心配されることは不法投棄であります。森警察署と連携して今まで以上の強い姿勢で挑みたいと思っております。森町

の環境を良くすることはもとより、地球環境を守る取り組みを町民の皆さん方と一体となつて推進してまいりますことをご報告申し上げます。

次に、駒ヶ岳の入山規制緩和に関する検討について。駒ヶ岳の入山規制緩和に関する検討に至る経過をご説明いたします。駒ヶ岳の噴火活動の縮小傾向を受け、ここ数年地元住民等から入山規制の解除について要望が寄せられてまいりました。このような状況の中、七飯町、鹿部町、森町の各町長及び渡島支庁長あてに大沼観光協会、鹿部温泉観光協会、森観光協会から入山規制解除の要望書が提出されたことから、これを受け平成21年12月に各町長が登山者の安全を確保できる範囲での入山規制緩和に向けた検討を行うことで合意し、3町ほか関係機関による事務レベルの検討会を設置して検討を行っておりますことをご報告申し上げます。

以上、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（増田裕司君） それでは、議案第1号 森町課設置条例の一部改正について提案の趣旨をご説明申し上げます。

本案は、平成22年度において組織の一部見直しを行おうとするものでございます。

朱書きの資料番号1により説明をいたしますので、ご参照願います。第1条に収納管理課を追加するものでありますが、新たに設置する収納管理課は町税と特殊な税外収入の収納を専門に行う部署として配置して、自主財源の確保と負担の公平性を推進しようとするものでございます。

なお、この見直しと関連する森町議会委員会条例がございまして、附則におきまして総務財政委員会に所管課の課名を追加する一部改正を行いまして整合性を図ろうとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

○4番（黒田勝幸君） 以前にも説明ありましたのですけれども、いわゆる収納管理課ということでございます。町長は、就任以来税の公平、税制を抜本的に改革しなければならない、いわゆる払っている人と払わない人、これはちょっとまずいよということで進めてまいりました。大変いいことだなと思っております。しかしながら、この課に所属するスタッフの方はまた大変なお仕事だなと、こう思っております。大体この課のスタッフは人数はどのくらいで、やはりそれなりの職員を配置しなければ大変な作業だろうなど、お仕事だなと、こう思うのですけれども、その辺の内容等お知らせいただければ、お願いいたします。

○副町長（増田裕司君） 具体的にどういう形になるのかというお尋ねだと思いますが、基本的には今の税務課のセクションを分けまして収納管理課と税務課、税務課は主に課税ということになるわけでございますけれども、収納管理は町税、税外の収納を専門に扱おうと。スタッフにつきましては、現在のところ現メンバーを基準といたしまして1名を追加して、各税外の部門との調整もございますので、それらも踏まえながら、まずは専門性を生かした部署としてスタート、1名の増員で考えております。その後時間を置きまして、また検討の結果、各部署に配置している税外の分量だとかを勘案しながら、人員については改めて考えてまいりたい。現在のところは、そういうところでございます。

○2番（堀合哲哉君） ちょっとお聞きしたいと思います。わからない部分もございまして、よろしくお聞きしたいと思います。

まず、表記の仕方の部分でお聞きしたいと思います。本文では、第1条の表中税務課を2課に改めると、こういう表現を使っております。附則では、附則の2項では、附則の2においては森町の議会委員会条例のかかわりですが、税務課の次に収納管理課を加える。私は、課ですから、確かに税務の仕事に分けるという側面はあるのかもしれないけれども、新設課でございますので、何か税務課と、今の副町長のお話だと賦課をするほうと徴収とを分けてしまうのだという説明みたいですが、それでその人数でやるということになると、いわゆる税外の部分もございまして、これ大変な作業だろうと。そういう感覚だとしたら、そういう性格の仕事するのですから、もしそれをさせるのであれば、私は附則で書かれた「を加える」という表現のほうが課としては独自性といいますか、独立性が保てるのではないかというふうに思います。その表記の仕方について、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、2つ目で、人数のお話もされましたけれども、要するに税外収入の取り扱いの部分なのですが、それは収納管理課だけに任せるというスタイルではないと、私は町はそういうふうに考えていると思うのですが、やはり原課対応をどうするのかということも含めて考えていかないと、ここだけに比重といいますか、ひずみが行って、結局集まらないのはあなたたち職員が一生懸命やったかやらないかの話なのだみたいな形になるのです。だから、原課でやっぱり賦課しているものは原課で徴収も含めて責任を負うような、そういう体制も同時につくっていかないと、結局こういう課をつくってもこの課だけなのです。だから、その点ももう一度副町長のほうからご説明いただきたい。

それから、もう一点は、渡島の整理機構ありますね、滞納の。それとのかかわりで、ここでそれとの違いとかかわりについてお話しいただきたいなというふうに思います。3点お願いします。

○総務課参事（木村浩二君） 1点目の堀合議員のご質問にお答えしたいと思います。

第1条の表記の仕方でございますけれども、この第1条はいわゆる表になってございますので、この収納管理課をどこに入れるかということの手法でございますので、これ税務課の下の表に加えるという一つの手法でこういう表記の仕方をするということでとらえていただきたいと思います。

○副町長（増田裕司君） 1点目の点は、木村参事申し上げましたが、表記上の扱い方ということでございます。

2点目の収納管理課だけに責任をとということではもちろんございません。昨年債権対策係を新設いたしまして、町が有する債権のすべてを把握をしたという状態でございますので、さて把握をした後をどうするのだろうということで、もちろん税外の場合各原課にそれぞれ担当者もおりますし、把握をしております、それらを全部収納管理課が責任を持ってやるということではございません。例えば公営住宅にしても、担当者は担当者で頑張る。しかし、日常の作業の中でどうしても難易度が高い部門については、やはりある種専門性も要求される。そういうものについては、収納管理課と協議をしながらやっていく。お尋ねの3問目の滞納整理機構の関係もそうですけれども、やはりAならA、DならDまでの段階によって現在でも区分をして滞納整理機構に送り出しているわけですけれども、税についてはそういうことでランクが難易度の高いものについては税務課とも協議をしながら滞納整理機構の送り出しに当たっていくと。そんなイメージでとらえていただければと思います。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第2号となりました森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料3の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、本案は平成21年8月の人事院勧告による所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1カ月の勤務で60時間を超えた超過勤務時間に対し、支給割合を100分の150

に引き上げるとする改正もございます。後ほど提案になると思いますが、これは給与条例で改正するものでございます。

本案の条例改正では、前述の改正に合わせ、その60時間を超えた勤務時間に対し、支給割合を引き上げることもあるわけですが、かわって代休処理、超勤代休時間と申しますが、できることとする今回の条例改正でございます。

施行日は、平成22年4月1日からとするものございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） この勤務時間のことなのだけれども、これどうなのだろう。これ仕事によって日中現場に行かなければならないというようなことで、どうしても事務的なことは夜やらなければならないと、時間外。それから、その課によっては時期的に業務量が多くなって超過のほうにいつてしまうと。それと、職員が不足でこういう自体を招いているとか、その辺はどうなっていますか。

○総務課長（輪島忠徳君） お答えいたします。

最後にご発言ありましたように、職員が不足するからということではなくて、国家公務員がこういう形が変わっていくということで、1つは支給割合を100分の150に上げると。後ほどご提案になると思うのですけれども、それと振りかえに代休をとることができる規定でございますので、こうするということではございません。職員組合等とも後からこのどうするかという部分については、これは交渉していかなければならないわけですが、実態を申し上げますとやはり忙しい部署もございまして、我々でいう振りかえ時間というのを多く持っている職員が多々おります。それでまた、こういった60時間を超える職員に対して代休的なものを振りかえていくなればまた増えていくということで、内部的には問題はやっぱりあるわけですけれども、国公並みに従って今回は規定したということでご理解をしていただきたいと思います。

○4番（黒田勝幸君） 職員もこれだけ人数いるといろいろそれぞれの能力の程度もあると思うのですけれども、やはり同じ仕事を与えても一定の時間内でこなせる職員もいるでしょうし、また多少時間がかかる方もいるのかなど。また、仕事のなれもこれはあると思うのですけれども、その辺は実際どのように思っておられるのか、職員の能力との絡み、その辺をお聞かせください。

○副町長（増田裕司君） 大変難しいお尋ねだと思うのですが、一般的には今の国公の関係は労働基準法の改正によりまして、民間の場合時間外の引き上げがなされているわけで、それに適用しているということで、要は総労働時間の規制が根本でございまして、時間外をしないようにということで、する場合には企業にもそれなりのプラスの責任を持ってもらうよという趣旨の法改正でございまして、それらに今回の人事院勧告が対応したということで、これは国の場合でございまして、地方にそれがすべて当てはまるということではございませんが、制度の趣旨としてはこれが一定程度を超したのものについては自治体が使う側も負担を

してやりなさいよと、こういうことですが、私どもの職場にとってもすべてこれが該当するとかいうことではございません。ただ、そういう道ができましたので、できる規定は条例で改正をしておきたい。

今黒田議員お尋ねの件、大変時間外の問題というのは面倒でございまして、仕事の分量、個人の能力、それから時期的な問題、いろいろございますので、なるべく総合的に把握をしながら、場合によっては人事異動なり、あるいは職場の人員を増やす、減らす、時々管理の仕方を私どももよく内情を理解をして、順次適切な処置をその都度講じていくということ以外にないと思っておりますので、部門的にはそれぞれご指摘がございまして、対処的にはそういうことで職員のあり方も含めまして職員団体とも協議をしているところでございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第3号となりました森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料4の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございまして、本案は北海道の支庁制度改革によるものでございまして、改正内容は表現の変更でございまして、渡島支庁及び檜山支庁だったものを渡島地域及び檜山地域に改めようとするものでございます。

施行日は、平成22年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） ただいま議題となりました議案第4号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

資料のほう、5ページのほうをお開き願いたいと思います。本条例は、第2条で重度心身障害者とはどのような方かというのを規定しておる条項でございますけれども、昨年12月に身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等が公布され、身体障害認定基準に新たに肝臓機能障害も加えられたため、本条例を改正しようとするものでございます。

条例第2条第1項第1号中で現行の下線部分の「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を左欄の下線部分の「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」というふうに改正しようとするものでございます。

以上、森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第5号となりました森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料6の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、改正内容は従前会社の登記は紙でできた登記簿に記載して行うこととなっておりましたが、この登記簿の全部の写しが登記簿謄本でございます。現在の登記所では、紙の登録簿ではなく、コンピューター内のデータで記録することとなってきており、このデータをプリントアウトした履歴事項全部証明書が登記簿謄本にかわるものとして主流になってきております。今回このような情勢に合わせ、関連の規定を改正するものでございます。

施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第6号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（山田 仁君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本件は、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてご提案するものでございます。

説明資料7を提出させていただいておりますので、ご参照願います。また、裏面をお開き願います。

提案理由といたしましては、別表でバス利用時の入浴料について使用料を定めてございます。現行条例では、バス利用が町内の団体にも及ぶことから、別表第3中入浴料以下を削除いたしまして、別表第1に3項を加え、一部改正をご提案するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 森町地域活性化・公共投資臨時基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第7号となりました森町地域活性化・公共投資臨時基金の条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は国からこのたび交付を受けた地域活性化・公共投資臨時交付金に係る事業を円滑に実施するために基金を設置するものでございます。

施行日は、公布の日からとするものでございます。

なお、この条例は、平成23年3月31日限りでその効力を失うものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

○2番（堀合哲哉君） 今総務課長非常に簡単にご説明されたので、もうちょっと具体的に例を示してお話されるのかなと思ったら、全然なかったので、若干お聞きしたいと思います。

いわゆる補正予算にも出ているのです。補正予算で9,600万円で、国ではもっと9,600万なり9,700万、積み立てるのは9,600万円で、その差額はどうしたのかなと思ったりして眺めていたのですけれども、9,600万をここに積み立てると。その差額は補正のときに課長説明されると思いますので、それに基づいてお聞きしたいと思うのですが、9,600万ためてこの条例は来年の3月31日限り、1年間でしょう。1年間でこのお金を使うということだと思うのです。そのときに基金として積み立てておかぬとだめですよというのは、これ国の指示なのかということがまず第1点。

それから、町長が認める限り使えるのだよというのだけれども、第1条の文面、設置の目的を見ると、これは森町でこれから行う事業、どれにも対象になってくるのかなというような気もするのです。ですから、この財源そのものというのは1億近いお金というのは、要するに国から交付金として町のために、町民のためにこの1年間で使えるお金ですよということだと思うのですが、これ来年になって残金が出ましたということはありませんね。この辺を確認しておきたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○総務課長（輪島忠徳君） 私のほうから説明のほか、伊藤課長のほうからもあるかも知れませんが、まず今回の公共投資の臨時交付金でございますけれども、これは国が基金を造成して翌年度に使うということで、わかりやすく言えばオーケーの出ているものだということで、これは事業については来年は基金を取り崩して事業を推進していくということになります。

それから、第1条の設置目的からすれば何にでも使えるのではないかというようなお話もございましたが、実はこの交付金も制約がございます、この交付金は何で来たかといいますと、私どもの町の港湾事業、これ前倒しでやっているわけですけれども、その肩がわりといたしますか、振りかえといたしますか、そういう形で来ておりまして、事業の種類におきましてもソフト系ものは認められておりません。ハード系、そういう事業でございますので、基金の交付金をいただくときに事業の申請についてもそれに沿った申請をしているというところでございます。

使い切れなくて残ることはないのかというようなことでございますが、これはきちんと調整弁事業というのもつくっておりまして、全額支消すると、そういうような形で今対応しているところでございます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

この公共投資の交付金につきましては、交付金の計画に当たる分でございますけれども、国に対して3月までに計画書として提出をすることになっております。その財源を翌年に繰り越しまして次年度以降その事業に充てれるというようなことになってございまして、計画上につきましては提出を既に国のほうにしているところでございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） しばらく議会にも参加するの、大分ぼけが来ているのかもしれませんが。ただ、今企画課長でももう計画は決定済みですよということなので、事前にこれ議会に

もう何か通されたのかなと思ったりしたのだけれども、これこの基金そのものがなければ事前に計画が立てられるわけでも何でもないと私は思うので、多分これがあって、それで計画なのでしょう。だから、多分計画そのものというのは我々に知らされていないと思うのだけれども、知らせているのですか。知らせているのなら、失礼しましたと言うのだけれども、知らせていないと思うのですけれども、それが1つ。

今もう一つ総務課長にお聞きしたいのは、港湾事業のかかわりで、港湾に使うということではなくて、そのかかわりで来たのですよということで、それでハード事業なのだと。そうしたときに新年度、新しい年度で今これから計画出すとおっしゃったのだけれども、新年度の予算にかかわることなのだけれども、新年度で計画している部分、既にこういうものをやる、その計画されている部分までこの交付金というのは、当然私は使うべきだと思うのだけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。例えば以前交付金のときに、去年でしたか、何かもう決まったものだめですよというようなときもあったのです、過去において。だから、今回どうなっているのか、新年度で事業の中にこの交付金を突っ込んでいって、要するに町の持ち出し少なくしていくということです。そういうことを対応できるのかできないのか、それお聞かせいただきたい。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

まず、計画の部分でございますけれども、あくまでも今回先ほど申し上げました計画につきましては予定ということの中で、国に対してこの交付金に当たる分の計画ということで出しているものでございます。執行につきましては、総務課長のほうからなるろうかと思いません。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（野村 洋君） 再開いたします。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたしましたような箇所、この公共投資の計画という部分で過日開催をお願いしました全員協議会の中でこのような制度の中で計画案としましてご説明をしたところでございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副町長（増田裕司君） 大変失礼いたしました。少し交付金の関係、一昨年から麻生内閣のときから出てまいりましているのが頭には地域活性化と入っているのですが、それぞれ今回の場合は公共投資、きめ細やか交付金とか、いろいろ物によっては中身が指定をされておりました、私どもにすると現金で欲しいのでございますが、省庁のほうからこれに使えるという限定がされておりました、その中でなお当初予算などでやりたいけれども、できなかったというようなものをなるべく反映をさせるように努めておりました、この公共投資臨時についてもそういう観点でハードに限定をされておりますが、今までできなかったものについてなるべく一般財源をとということで考えて適用しております。

それと、公共事業投資の中身についてでございますけれども、後ほど資料について改めてお出ししたいと思います、きめ細かな交付金につきましてもそれぞれ内容については制約がございますので、新聞等々で受けるようなイメージとまた違う交付金ということでございますけれども、地方の活性化、景気浮揚ということで目的がありますが、私どもとしてはなるべく今までできないことの財源代替措置をできるだけ講じていきたいという観点で事業の採択をしているということでございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号ないし議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

以上3案件を会議規則第37条により一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議案第8号及び議案第9号並びに議案第10号について。

○総務課長（輪島忠徳君） ただいま一括議題となりました議案第8号、議案第9号、議案第10号の規約変更についてご説明申し上げます。

それぞれ裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料8、資料9、資料10の新旧

対照表をそれぞれご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、まず議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。資料8をご参照いただきたいと思います。改正内容は、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合の4団体が解散し、留萌市外2町衛生センター組合が留萌南部衛生組合に名称変更するものでございます。所要の改正をするものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。資料9をご参照いただきたいと思います。改正内容は、網走支庁管内町村交通災害共済組合、胆振西部衛生組合の2団体が解散したため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。資料10をご参照いただきたいと思います。改正内容は、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合、留萌広域行政組合の3団体が解散し、留萌市外2町衛生センター組合が留萌南部衛生組合に名称変更するもので、このための所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで議案第8号を終わります。

次に、議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで議案第9号を終わります。

次に、議案第10号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号及び議案第9号並びに議案第10号の3案件を一括採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号及び議案第9号並びに議案第10号の3案件は、原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第11号ないし議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第11号 平成21年度森町一般会計補正予算、議案第12号 平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第13号 平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算、議案第14号 平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算、議案第15号 平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第16号 平成21年度森町公共下水道事業会計補正予算、以上6案件を会議規則第37条により一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議案第11号。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、説明させていただきますが、大変申しわけございませんが、14ページちょっとお開きいただきたいと思います。6の障害児デイサービス、目にありますが、共済費、節であります、説明の欄に健康保険三角の20、厚生年金保険30となっております、この前に三角をおつけいただきたい。訂正させていただきますので、まずよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、一括議題となっております議案第11号についてご説明申し上げます。本案は、平成21年度森町一般会計補正予算の第11回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ101億7,315万9,000円にしようとするものでございます。

4ページの地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正のとおりでございます。

補正予算につきましては、5ページ以降の事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正予算の内容につきましては、2月末現時点における各種事業等の確定による事務事業の執行精査が主な内容となっております。したがって、減額補正につきましては執行精査によるものがほとんどでございます、この部分につきましては極力省略させていただき、増額補正の主立ったものについて説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず歳入から説明させていただきます。5ページの款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の378万8,000円の増額補正につきましては、障害者介護サービス利用料及び障害者の補装具に係る給付費の国庫負担分でございます。

次に、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち246万2,000円につきましては、来年度から制度導入が予定されている子ども手当に係る準備事業費補助金でございます。

続いて、目2 土木費国庫補助金、節2 道路橋梁費補助金660万円の増額補正でございますが、今年度限りで創設されました地域活力基盤創造交付金でございますが、除雪対策に充当されるものでございます。

次に、6 ページに移りますが、目4 総務費国庫補助金、節1 総務費補助金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金9,773万9,000円の増額補正につきましては、今年度国の補正予算措置で臨時に交付されるものでございます。

続いて、款15 道支出金、項1 道負担金、目1 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金のうち189万4,000円の増額補正につきましては、障害者介護サービス利用料及び障害者の補装具に係る給付費の道負担分でございます。

次に、8 ページまでちょっと飛びますが、款16 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、節1 その他の不動産売払収入185万円につきましては、駒ヶ岳地区、赤井川地区町有林の間伐材及び天然林の売払収入でございます。

続いて、目2 物品売払収入、節1 物品売払収入のうち204万1,000円の増額補正につきましては、資源ごみリサイクルの鉄くず及びアルミの売払収入でございます。

次に、款17 寄附金、項1 寄附金、目2 民生費寄附金、節3 老人福祉費寄附金107万8,000円の増額補正につきましては、さくらの園の入所者からの寄附金でございます。

続いて、款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 基金繰入金、節1 基金繰入金のうち1億2,875万円につきましては、繰り入れ予定の財政調整基金を減額補正するものでございます。

次に、9 ページの款21 町債、節1 港湾事業債でございます。790万円につきましては、国の補正措置による森港の改修事業で、町負担分に対する地方債発行分でございます。

続きまして、10 ページ以降の歳出について主なものをご説明申し上げます。まず、11 ページの款2 総務費、項1 総務管理費、目1 財産管理費、節25 積立金のうち地域活性化・公共投資臨時基金積立金につきましては、歳入でも説明させていただきましたが、国から交付される交付金を活用し、事業を円滑に進めるため積み立てし、基金を設置するものでございます。

少しページが飛びますが、13 ページお開きいただきたいと思っております。13 ページの款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節25 積立金99万1,000円でございますが、さくらの園の入所者からご寄附いただいたものを地域福祉基金に積み立てをするものでございます。

続いて、14 ページの目4 老人福祉総務費、節28 繰出金のうち791万円につきましては、森町介護サービス事業特別会計の財源不足を補うための繰出金でございます。また、森町介護保険事業特別会計の2,113万8,000円につきましては、給付費不足を補うための繰出金でございます。

次に、目5 障害者福祉費、節20 扶助費の812万8,000円につきましては、障害者の方々が生活介護サービスなど施設を利用した場合の利用料及び重度の障害者の方が日常生活を送るために必要な用具等の支援費でございます。

続いて、目7 老人医療費、節28 繰出金374万3,000円につきましては、老人医療費国庫負担

金の精算の償還金分を繰り出すものでございます。

次に、15ページの目9ひとり親等医療費、節20扶助費の200万円につきましては、ひとり親家庭等の医療給付費でございます。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1委託料の246万3,000円につきましては、歳入でも説明いたしましたが、来年度から制度導入が予定されている子ども手当支給に係るシステム開発のための委託経費でございます。

少しページが飛びますが、21ページをお開きいただきたいと思います。21ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13委託料のうち除雪業務委託料649万8,000円につきましては、歳入でも説明させていただきましたが、今年度限りで創設されました地域活力創造交付金を活用し、除雪対策事業に充てたものでございます。

次に、22ページの項5都市計画費、目3下水道費、節19負担金補助及び交付金の1,388万3,000円の減額補正につきましては、事務事業全体の経費負担分を精査したものでございます。また、節24投資及び出資金の1,793万円の減額補正につきましても事業の精査をしたものでございます。

以上、主立ったものについて説明させていただきましたが、減額補正の大半が事務事業等の執行精査によるものでありますので、省略をさせていただきます。ご了承をお願いする次第でございます。

以上、議案第11号について説明をさせていただきました。

○議長（野村 洋君） 議案第12号。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第12号について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入のみの増減とし、歳入歳出それぞれ2億445万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。3ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。最初に、一番下段の款4繰越金は、平成20年度分の繰越金でありまして、今回66万2,000円を計上する一方、上段の款1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料35万3,000円と中段の款3繰入金、目1事務費繰入金30万9,000円を減額しようとするものでございます。

○議長（野村 洋君） 引き続き議案第13号。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第13号について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ374万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ902万4,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。3ページをお開き願います。下段の歳出よ

り説明させていただきます。款3諸支出金、項1償還金、目1償還金、節23償還金利子及び割引料374万6,000円は、平成20年度分国庫支出金の精算償還分となっております。

次に、歳入でございますが、ただいま歳出で説明した財源として一般会計からの繰入金374万3,000円と平成20年度分の繰越金3,000円を計上するものでございます。

○議長（野村 洋君） 引き続き第14号。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第14号について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,740万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億3,534万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。3ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。3ページ、款4国庫支出金から次の4ページ、款6道支出金までは、歳出の各種保険給付費の増加に伴い、ルールに基づき国、道負担金、補助金や支払基金交付金を計上しているものでございます。

次に、4ページをお開き願います。3段目の款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金2,243万3,000円についてもルールに基づき町負担分を繰り入れるものでございます。

一番下段の款8繰入金、項3基金繰入金、目1準備基金繰入金、節1準備基金繰入金の3,814万6,000円は、現段階で介護保険料収入等が確定していないため、暫定的に基金より繰り入れしようとするものでございます。

次に、5ページの歳出に入りたいと思います。主なものについて説明いたします。2段目の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から項2介護予防サービス等諸費については、給付費等の増減に伴い、補正するものでございます。特に款2保険給付費、項1介護サービス等諸費のうち目1居宅介護サービス給付費については、対前年度比約20%の増となっております。また目5施設介護サービス給付費においても対前年度比5.6%の増となっております。居宅サービス、また施設サービスともに給付費が増加傾向となっております。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。上段の款2保険給付費、項3その他諸費から項6特定入所者介護サービス等諸費の増額につきましても同様に給付費等の増に伴い補正するものでございます。

最後に、一番下段の款6基金積立金につきましては、それぞれ基金の利息を積み立てるものでございます。

以上、森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第15号。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第6回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,584万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億7,730万4,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書3ページをお開き願います。歳入、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入の減額は、介護サービス事業精査によるもので、減額の主な要因は入園者の入院が多かったことによるものでございます。

下段、目2居宅介護サービス費収入の増額は、入院者が多かった分を空所利用ということでショートステイが活用された分でございます。

次の款3繰入金、項1一般会計繰入金で調整をいただいております。

下段の款5諸収入、目1雑入は、介護実習生の実習費用等でございます。

次に、4ページでございます。歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費、節13委託料、それから節15工事請負費の主な減額は、森町防火安全対策事業、スプリンクラー等の設置工事に係る入札減によるものでございます。

下段の款2事業費、施設介護サービス事業費は、経常経費等を精査してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第16号。

○上下水道課長（若松幸弘君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町公共下水道事業会計予算の第3回目の補正でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入の1款下水道事業収益を既決予定額の4億483万5,000円から1,578万8,000円を減額し、収入総額を3億8,904万7,000円に、支出の1款下水道事業費用を既決予定額の4億732万6,000円から1,715万3,000円を減額し、支出総額を3億9,017万3,000円としようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書き中の既決予定の「当年度損益勘定留保資金1億8,875万5,000円」を「過年度損益勘定留保資金571万1,000円、当年度損益勘定留保資金1億8,905万円」に改め、収入の1款下水道事業資本的収入を既決予定額4億138万円から2,736万6,000円を減額し、収入総額を3億7,401万4,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の5億9,013万5,000円から2,136万円を減額し、支出総額を5億6,877万5,000円としようとするものでございます。

第4条、企業債について、予算第6条の企業債の借り入れ限度額1億8,660万円を1,680万円減額して1億6,980万円としようとするものでございます。

第5条、他会計からの補助金について、予算第9条の一般会計から公共下水道事業会計へ補助を受ける金額のうち企業債利息支払金の既決予定額を9,071万5,000円から158万1,000円減額して8,913万4,000円とし、同じく経営健全化補助金の既決予定額を2億2,308万6,000円から1,230万2,000円減額して2億1,078万4,000円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。7ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第1目他会計補助金の1,388万3,000円の減額は、節の一般会計補助金で一般会計より下水道事業の運営に不足する費用を補てんする補助金で、事業の執行精査によるものです。

同じく第2目消費税及び地方消費税還付金は190万5,000円の減額で、節の消費税及び地方

消費税還付金の執行精査によるものです。

支出につきまして、款1下水道事業費用、第1項営業費用、第1目管渠費131万2,000円の減額は、節の委託料の下水道台帳作成業務の委託の執行精査によるものです。

8ページをお開き願います。同じく第2目処理場費の890万3,000円の減額は、節の動力費、薬品費、委託料の処理場に流入する汚水の水質負荷の減少などから運転処理の軽減が図られたことにより需用費が減少したことによるものです。

第3目受託工事費の37万円の減額は、節の委託料、工事請負費の執行精査による減額となっております。

次に、8ページから9ページにわたりますが、第4目総係費の225万1,000円の減額は、節の報償費、印刷製本費、委託料、会費及び負担金に係る執行精査によるものです。

第4目減価償却費の107万円の減額は、節の有形固定資産減価償却費の同じく執行精査によるものです。

第1款下水道事業費用、第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費の324万7,000円の減額は、節の企業債利息と借入金利息の利率の確定と一時借入金の期間の短縮などによる精査となっております。

続きまして、10ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入についてですが、第1款下水道事業資本的収入、第1項企業債、第1目企業債の1,680万円の減額は、節の企業債で下水道管渠工事の実施のために国より借り入れる記載の額について執行状況に応じ精査、減額しようとするものでございます。

第1款下水道事業資本的収入、第3項出資金、第1目他会計出資金の1,793万円の減額は、節の一般会計出資金で一般会計より下水道建設工事に不足する費用を補てんする出資金のうち当初の受け入れ予定額から事業の執行精査に応じて精査、減額しようとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。同じく資本的収入、第4項受益者負担金、第1目受益者負担金の736万4,000円の減額は、節の受益者負担金で受益者から納付を受ける負担金の一括納付などの促進による増額となっております。

11ページから12ページにわたりますが、支出につきまして、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目下水道施設費の2,136万円の減額は、節の給料、手当、法定福利費の職員の人件費の精査による増額とあわせて節の燃料費の費用の精査による減額と同じく節の委託料の説明欄記載の下水道管渠の実施設計委託、下水道計画放流水質の設定委託、下水道中期ビジョン策定委託の各業務委託の実施による執行精査と同様に節の賃借料の費用精査による減額とあわせて工事請負費の下水道管渠新設工事の執行に伴う精査並びに補償費の支障物件等の移設補償費の精査による減額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。事項別明細書5ページからです。歳入歳出一括で行います。

なお、質疑のある場合はページ数、項目を事前に述べるようお願いします。

○2番（堀合哲哉君） 6ページと歳出のほうの11ページの部分でお聞きしたいと思います。

先ほどの条例制定のときにもお聞きしたのですが、いわゆる地域活性化・公共投資臨時交付金というのがあります。6ページでは9,773万9,000円と、こういうお金が入ってくると。歳出で基金の積立金を行うと、9,600万円だと。これ差額があるのです。これ差額って一体どういうことなのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

○総務課長（輪島忠徳君） 堀合議員のご意見にご返答したいと思います。

歳入で9,773万9,000円という公共投資の臨時交付金計上されておりますが、11ページ、歳出のほうで9,600万ではないかということで、これ差額があるわけですが、実は公共投資の臨時交付金というのは2本立てになっておりまして、1つは9,600万と、港湾の肩がわりとありますか、これが1点。それから、もう既に計上済みでございますが、光ファイバーの敷設を行う工事が3億2,400万ほどございまして、この事業の一部につきましても公共投資の交付金を予定してございました。今回私も予定していた額より差額の173万9,000円が増額となったということで計上するものですが、基金に積み立てて来年度事業を行うというのはこの9,600万のほうでございまして、片方の条件不利地域、ICTの光ファイバーの敷設工事になるわけですが、これにつきましては繰越明許費扱いとしますので、その2本立てがあるということをご理解をいただきたいと思います。

○2番（堀合哲哉君） 総務課長は、いわゆる9,773万9,000円の中の内訳として9,600万部分というのは先ほど説明された。9,600万を引きますと幾らなのでしょう。173万9,000円、これは光ファイバー。ところが、光ファイバーというのはこの補正で出てこないですね。出てきているのかもしれないけれども、出てきていたら、企画課長でもいいから指摘して教えてもらえれば。多分ないと思うのです、光ファイバー。だから、その辺何もないのに光ファイバーで使いましたよという、こういう計上の仕方はないのでないのかなと思うのだけれども、これ予算書のどこに、補正予算のどこに出ているか、それ教えてください。

○総務課長（輪島忠徳君） 失礼いたしました。先ほどの光ファイバーの敷設工事費関係は、既に予算議決済みでございまして、情報推進費のほうに組み込まれております。目7情報推進費、ここに既にご議決をいただいておりますのでございます。

（「この補正の何ページ」の声あり）

○総務課長（輪島忠徳君） 11ページになります。11ページの目7情報推進費。先ほどの9,600万円につきましては、目4財産管理費ということになります。

○2番（堀合哲哉君） 要するにこの補正で国の交付金というのが9,773万9,000円入ったということなのですね。これ歳入前提なのですよ。歳出で9,600万組んでいるのだけれども、あとの百七十何万というのはどこで見えますかということなのですね。どこで見えるのかなと思った説明が7の情報推進費なのだけれども、これでは百七十何万というのを見てこないのではないですか。ここ何もないわけですから、この辺の扱いというのはどうなのですか。歳入歳出でやった場合に狂いというの出てこないのか、その辺どういふふうになるのでしょうか。

か、教えてください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（輪島忠徳君） ご質問にお答えしたいと思いますが、ちょっと数字上見えない部分はあるのですが、実はこの情報推進費の中には先ほど言いましたように光ファイバー敷設工事が入っております。大きく分けると、ICTの早く言えば補助金にかわるような交付金、これが3分の1です。そのほかに臨時交付金、この公共投資の前に交付金、今回の補正で組まれておりますけれども、この交付金と、もう一つは今回出てまいります公共投資交付金、その3財源で今やろうとしているわけですが、ICTの光ファイバーの敷設工事につきましては、先ほどの堀合議員が173万9,000円が見えないというご質問でございました。実は、この光ファイバーの事業を行うに当たりまして、公共投資でない臨時交付金のほう、こういったものの財源、こういったものが入札等もいろいろ出てまいりまして、財源移動がございます。片方の臨時交付金が1,694万5,000円がございます。財源振りかえです。もう一つは、今回の公共の173万9,000円、これを足しますと国庫支出金のほうの財源というのが今回出ている数字になるということで、ちょっとややこしいのですが、そういうことでご理解いただきたい。いずれにしましても、このICT、光ファイバーの敷設工事につきましては財源が3本立てになっているということで、今回入ってきたもの、あるいは事業精査により財源振りかえを行ったもの、こういったもので今回は通常で補正として出ていると。財源振りかえとして出ているということでご理解をいただきたいと思います。

○2番（堀合哲哉君） 私もよくわからないのだけれども、要するに今課長の説明お聞きしていますと、地域活性化・公共投資臨時交付金というのは総額でこれだろうという数字だと思うのです。これで使い道は、こういう光ファイバーにも使えますよと。だから、一部これ使うのですよということだと、一般会計のお金の計算の仕方からすれば、これは9,600万であるべきなのです。だから、百何十万についてはもう既に光ファイバーで使うということなのです。それなら、9,773万でないのです、もう既にこれは、9,600万の計上で、9,600万を基金に積んだというお話になるのです。だから、私一般会計でやる場合、そういう表記の仕方すべきでないかと単純に思うのだけれども、いかがなのでしょう。

○総務課長（輪島忠徳君） 同じ公共投資臨時交付金という形で来るのですが、光ファイバーという敷設事業につきましては港湾での肩がわりで参りました9,600万の事業と全く別枠だということで扱いをされておりますので、一緒にはならないわけです。したがって、今回173万9,000円の光ファイバーの事業につきましては9,600万と違った扱いをしなければならないということで、わかっただけかどうかわかりませんが、そういうことでご理

解をいただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○7番（宮本秀逸君） 2点ございます。8ページ一番上の段でございますが、不動産の売払収入、立木の売払収入が185万円出ております。これからまつの森の上の雑木林を売ったのではないかとと思うのですが、面積です。1反歩当たりの単価が幾らぐらいになっているのかということが1つと、それからもう一つは、15ページ、来年度から子ども手当がスタートするというようなことで、そのシステム開発の委託料というのが児童福祉総務費のところ246万3,000円出てまいります。これは、今大変話題になっておりますように22年度に限っては児童手当とその上に追加して支給しますよということで決定になっていくと思えますけれども、このシステム、その翌年度23年度については恐らく全額国庫負担で2万6,000円というようなことになっていこうかと思うのです、今の想定の話ですと。そうしますと、このシステムの開発の委託料というのは22年度と23年度はまた変わってくる予定なのですか。その2点お願いします。

○議長（野村 洋君） まず、1点目。

○農林課長（山田 仁君） 宮本議員のご質問にお答えします。

不動産売払収入の節3その他の不動産売払収入、流木の関係になりますが、2点ございまして、1点目につきましては駒ヶ岳地区の町有林の間伐材を支障木として、金額は35万で売り払ったものでございます。これは、細いトドマツになるというふうに思います。もう一点は、議員も一部触れました町有林の天然林の売り払いでございまして、これも駒ヶ岳地区でございまして、面積につきましては約22ヘクタールでございまして、売り払い金額は150万で契約をしております。ただ、単価というよりも調査をいたしまして、そこの部分からすれば木の厚いところもあるし、薄いところもあるというふうな部分の売り払いでございまして、単価というふうにはならないと。うちの林務係のほうで調査をいたしまして、そこの部分の石高というふうな部分で積算をしながら行ったものでございます。

○議長（野村 洋君） 2点目。

○住民生活課長（竹内 明君） 子ども手当システム開発委託料246万3,000円についてお答えいたします。

これにつきましては、平成22年度から始まります子ども手当の創設に伴う子ども手当オンラインシステムの新規構築に係る開発費でありますけれども、基本的には児童手当の上積み部分ということもありますが、今回システム開発を行いまして、さらに23年度以降については子ども手当の概要についてはまだ決定されているわけではございませんけれども、大幅な

システム開発等についてはないものと思われま

以上でございます。

○7番（宮本秀逸君） そうしますと、先ほど触れました22年度は児童手当が入っているということになりますので、システム開発なるものが私全く門外でございますので、ちょっと見当つかないのですけれども、児童手当の部分があってもなくてもほとんど変わらないような状況でシステムの開発ができると、こういったことになるのですか。そこら辺ちょっともう一回お願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） 今回のシステム開発の委託料につきましては、住基オンラインシステム等に伴う児童手当と同じようなシステムを開発するためのものでありまして、それ以降の23年以降についての手当の支給に関しては決定されておりませんが、基本的には今のシステムを今回開発した部分についてを使うということでございます。

以上でございます。

○10番（清水 悟君） まず、総務課長……

○議長（野村 洋君） ページ数言ってください。

○10番（清水 悟君） ページ数、堀合さんの質問の関連で1点お願いします、先ほどの光ファイバーの関係で。

堀合さんが満で3回使って質問して十分に理解できないということであれば、かなりやっぱり複雑なことなのだろうと思います。そういうときにわかりやすいような資料の提出というのはできないものでしょうか、これが1点。

それから、ページ数でいえば20ページの商工の中小企業の利子補給の補助金の関係です。これ75万減額補正が出ているわけです。景気が低迷しているときにこの補助金の75万の減額というのはどういう中身なのか、これちょっと教えてほしいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2点目の質問のほうを先に答えていただきます。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） それでは、清水議員のご質問にお答えいたします。

中小企業特別融資利子補給費の補助金75万の減額の件であります。当初予算で180万を予算計上しております。この部分につきましては、前期と後期に分けて2回、失礼しました。上期と下期ということで利子補給をしております。上期におきましては、そのうち40万1,000円を既に利子補給しております。下期につきましては、約64万8,000円を利子補給する予定であります。これにつきましては、以上によって今年の補正しようとする額は見込額が77万4,000円を見込んでおりますので、180万の約半額で済む予定であります。この事情に

つきましては、今景気が低迷しておりますその中で、国がこれにかわります運転資金だとか、そういう部分におきまして国のセーフティーネットであります緊急保証制度が大変充実しております、そちらの融資制度を一般企業のほうが活用しておりますので、今現在森でこの中小企業特別融資を持ってありますが、これよりそちらのほうを利用している数のほうが多いものですから、今回75万の減額をしております。

以上です。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 交付金事業の概要ということでこの9,600万と、それから差額の173万9,000円の内容について、まず私のほうからご説明申し上げたいと思います。

1次分ということで、先ほども申し上げました港湾の改修の負担金の9割分ということで9,600万円の交付金が交付されるということになってございます。そのほかに地域情報通信基盤整備推進交付金といたしまして、1億9,613万9,000円が交付される予定となっております。総額で2億9,213万9,000円となるところでございます。先ほどの173万9,000円の差額でございますけれども、既に公共投資の部分で補正予算で1億9,440万円を予算計上しているところでございます。その差額でございます1億9,613万9,000円の差額分を173万9,000円を今回補正といたしまして、9,600万と足しまして9,773万9,000円ということで交付金を予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 清水議員よろしいですか。

○10番（清水 悟君） 僕の質問に答えていないと思うのですけれども……

○議長（野村 洋君） ちょっとお待ちください。

○10番（清水 悟君） わかりにくいから、資料は出せないのですかと、こう聞いた。その点答えていないけれども、どのようになっていますか。

○総務課長（輪島忠徳君） わかりづらい答弁で大変恐縮でございます。清水議員のほうから資料の提示はどうかということでございますので、後ほど財源の行ったり来たり振りかえがございまして、そういった資料を改めて提出したいと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村 洋君） ほかに11号よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 議案第11号を終わります。

次に、議案第12号に対する質疑を行います。事項別明細書3ページからです。ございせんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

議案第12号を終わります。

次に、議案第13号に対する質疑を行います。事項別明細書3ページからです。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

議案第13号を終わります。

次に、議案第14号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

議案第14号を終わります。

次に、議案第15号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

議案第15号を終わります。

次に、議案第16号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

議案第16号を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号から議案第16号まで6案件を一括採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第11号から議案第16号まで6案件は、原案のとおり決定されました。

◎日程第14 議案第17号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第17号 平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案の第17号に入っております。

それで、本案についての提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第17号について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,987万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億7,690万8,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。3ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3介護従事者処遇改善臨時特例交付金は今回施設された科目でございまして、213万円は昨年4月から介護保険の報酬が3%増加したことに伴い、介護納付金の納付額に影響が及ぶために交付されるものでございます。

次に、目4出産育児一時金補助金でございしますが、これにつきましても今回新設されたもので、昨年の10月より出産育児一時金が4万円増額となりましたが、そのうちの2万円分を国が補助金として支給することとなったため、補正するものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金の7,941万7,000円は、平成20年度分の交付金が追加交付されたものでございます。

次に、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金の1,196万7,000円は、高額医療費の増額に伴い、国保連合会より増額交付されるものでございます。

最後に、一番下段の款10諸収入、項3雑入、目6雑入、節1雑入2,501万6,000円は、平成19年度の老人保健医療費確定拠出金が概算拠出金よりも少なかったため、還付されるものでございます。

次に、歳出に入ります。4ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の70万円は、レセプト件数の増加に伴い、1万8,000件分の増加を見込んで計上いたしております。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費から項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の補正増につきましては、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費の増に伴い補正するものでございます。

5ページの款3後期高齢者支援金等から款5老人保健拠出金までは、それぞれ今年度の支出の額が確定したことにより精査したものでございます。

次に、6ページをお開き願います。款7共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金につきましても額の確定により精査したものでございます。

最後に、款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料5,586万7,000円は、平成20年度分の療養給付費負担金の精算により還付するものでございます。

以上、森町国民健康保険特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。歳入歳

出一括で行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第14、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第18号

○議長(野村 洋君) 日程第15、議案第18号 平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長(佐々木陽市郎君) それでは、議案第18号 平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計、第3回目の補正予算についてご説明いたします。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,524万8,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページ上段でございしますが、款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金で1万2,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金運用利子として本年度分が確定したことによる計上でございます。

次に、下段、歳出で、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金1万2,000円につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました運用利子の増額分を運営調整基金へ積み立てようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第15、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第19号

○議長(野村 洋君) 日程第16、議案第19号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(大久保善之君) 議案第19号についてご説明をいたします。

平成21年度森町国民健康保険病院事業会計予算の第4回目の補正となるものでございます。

第2条、平成21年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額10億8,594万円に141万円を減額し、10億8,453万円にしようとするものでございます。

裏面をごらんください。事項別明細書により説明をいたします。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額141万円の減額補正は、人件費精査によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。事項別明細書2ページの収益的支出を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第20号

○議長(野村 洋君) 日程第17、議案第20号 平成21年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（若松幸弘君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町水道事業会計予算の第4回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の3億165万2,000円から541万4,000円減額し、収入総額を2億9,623万8,000円としようとするものでございます。

同じく支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億564万8,000円から1,199万2,000円を減額し、支出総額を2億9,365万6,000円としようとするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきまして、予算第4条の本文括弧書き中の既決予定の「当年度損益勘定留保資金2,708万4,000円」を「当年度損益勘定留保資金2,573万3,000円」に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の189万円から58万8,000円に減額し、収入総額を130万2,000円としようとするものでございます。

同じく支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の2,897万4,000円から193万9,000円減額し、支出総額を2,703万5,000円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、第1款水道事業収益、第1項営業収益、第3目その他の営業収益541万4,000円の減額は、節の負担金説明欄に記載の内容となっております。詳しくは支出の部での修繕費の項でご説明いたします。

5ページから6ページにわたりますが、支出につきまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費の1,031万6,000円の減額は、1つは節の修繕費983万3,000円の減額で、北海道土木現業所施行の道道森インター線の道路工事時期の延伸により配水管移設が来年度の予定となったことによる工事費450万円の減額と同じく北海道開発局施行の町道尾白内海岸線の配水管移設工事408万9,000円の減額に、あわせて東日本高速道路株式会社施行の北海道縦貫自動車道駒ヶ岳工区の配水管仮設工事の実施による不用額124万4,000円の減額です。さらに、節の委託料48万3,000円の減額で、配水管移設並びに仮設工事の設計業務委託の実施に伴う執行精査により減額しようとするものです。

第7目減価償却費は、執行精査によるものです。

第1款水道事業費用、第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費の減額も同じく執行精査によるものとなっております。

7ページ、資本的収入及び支出の収入について、第1款水道事業資本的収入、第1項負担金、第1目負担金の58万8,000円の減額は、森川地区の消火栓設置工事の入札執行による不用額の減額となっております。

同じく支出について、第1款水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設費193万9,000円の減額は、1つは節の量水器設置費135万1,000円の減額で、各戸の給水装置の新設や口径変更に伴う水道メーターの町より貸し付けを行う台数について執行精査をしたものです。さらに、節の工事請負費58万8,000円の減額については、先ほど収入でお話しし

ました消火栓設置工事の執行残による減額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書5ページからの収益的収入、支出及び資本的収入、支出を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日は、これで延会します。

次回は、3月10日午前10時開会とします。

延会 午後 1時16分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成22年3月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員